

## 介護保険事業所での事故発生時の報告等の取り扱い

### 1 主 旨

介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護保険事業所において、事故が発生した場合は、利用者の家族や市町村に報告等を行うことが厚生省令で定められている。

本取り扱いは、八尾市への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。

### 2 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス（以下「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院）者（以下「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

### 3 報告すべき事故の種類

(1) サービス提供中における死亡事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）

死亡事故については、事故死の他、自殺を含むものとする。

負傷等については、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故とする。

(2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。

①震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。

②食中毒、感染症及び結核については、八尾市保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの。

(緊急性・重大性の高いものについて)

1) 結核を含む「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、並びに四類感染症患者が発生した場合

2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める五類感染症の一部である風疹・麻疹・侵襲性髄膜炎に感染した場合

3) 食中毒やその他の感染症（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）で、患者が集団発生した場合や死亡した場合

③職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。

④その他、八尾市が報告を必要と判断するもの。

### 4 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わず、上記 3 に該当する場合（利用者の自己過失による負傷等を含む。）
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）  
また、それ以外の場合であっても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるとは判断される場合
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合を含む。）
- (4) その他報告が必要と判断される場合。

## 5 報告事項等

### (1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

- ①報告者：法人名、事業所名（事業者名）、所在地、電話番号、管理者（責任者）氏名
- ②サービスの種別
- ③利用者（対象者）：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、介護保険被保険者番号、要介護度等
- ④事故等の概要：発生年月日、発生場所、事故等の種類、事故等の内容（発見時の内容及び経緯を記載）
- ⑤事故時の対応：対処の方法、治療等を行った医療機関名、治療等の内容（診断結果も含めて）
- ⑥事故後の対応：利用者の状態、家族等への報告・説明（家族等の氏名、利用者との続柄、住所、報告日時、対応状況、家族等の理解）、損害賠償に関する状況
- ⑦再発防止に向けての今後の対応：事故等が発生した要因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況
- ⑧その他の特記事項

### (2) 報告様式

八尾市がホームページで定める「介護保険事業者事故報告書」に記載し報告する。ただし、上記（1）に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

## 6 報告先

- (1) 事業者は、事故発生に対し、本取り扱いに従い、当該利用者等の保険者である八尾市に報告する。
- (2) 八尾市内に所在する介護保険事業者で事故が発生し、利用者等が他市町村の介護保険の被保険者である場合は、当該市町村の指示に従ってに報告す

るとともに、八尾市に対しても速やかに報告書の写しを送付する。

## 7 報告の時期・手順

- (1) 事業者は、事故等の発生後、速やかに八尾市へ報告を行う。  
なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに八尾市へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。
- (2) 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

## 8 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、八尾市の指示に従う。

### 附 則

この取り扱いは、令和元年8月19日から適用する。

### 法的根拠

- ・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第23条（文書の提出等）、第24条（帳簿書類の掲示等）、第176条第2項（連合会の業務／苦情処理）
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37条）及び関係省令の義務規定

(参考)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

分類	感染症の疾患名等
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、結核、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

<p>四類感染症</p>	<p>E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱</p>
<p>五類感染症</p>	<p>インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症</p>